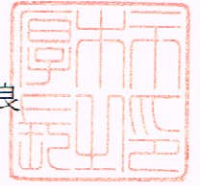


平成 28 年 9 月 21 日

香料自粛を求める会・岩国 御中

厚木市長 小林 常良



ディフューザー（芳香拡散器）使用についての質問書（回答）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。今回はお忙しい中、大変貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。平成 28 年 8 月 22 日付けで質問のありました件について、次のとおり回答いたしますので、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

質問 1 香料の有害性・香料被害者の存在・香害問題をご存知でしたか？

回答 1 香料の有害性等については存じております。

現在、独立行政法人国民生活センター等からの情報提供を通じて、「周りの人の迷惑になるにおい」については、市ホームページで配慮をお願いしているところです。

【参考：厚木市HP】

<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/environment/kankyou/kougai/oshirase/d032586.html>

質問 2 香料の噴霧が原因で香料の苦手な、あるいは香料に弱い来庁者や職員が、用事を果せなかったり仕事に支障を生じたり、健康被害をうけたりした場合、どのように対処されるおつもりですか？

回答 2 今回の実証実験に当たっては、庁舎全体に香りが充満することがないように、庁舎の一部で、香りも出来る限り薄くして、8月限定で実証実験を実施したところです。

現在まで、来庁者の皆様や職員が用事を果せなかったり仕事に支障を生じたり、健康被害を受けたりした事例はありませんが、万が一健康被害を受けた事例等が報告された場合は、事実関係を十分に確認の上、今回の実証実験と健康被害等との因果関係等について検証し、必要な対応をしていきたいと考えております。

質問 3 おもてなしや職場環境向上で心地良い空間を作るなら、有害性があり健康被害者の存在する香料だけではなく、空気清浄機を活用して頂けませんか？

回答 3 おもてなしや職場環境の向上を図るためには、様々な方法が考えられますので、大変貴重なご意見として参考にさせていただきます。

質問4 国民生活センターや各地の消費生活センターが香害被害やその対策を報じ、香料自粛ポスターを掲示する自治体もある中、貴市役所では公共施設でありながら香料の噴霧を、今後続けられるおつもりですか？

回答4 今回の実証実験は、来庁者の皆様や職員の様々な意見を伺うため、8月限定で実証実験として実施し、慎重な手続を踏んでまいりました。現在は実証実験が終了し、市の公共施設内では噴霧は行っておりません。

なお、今回の実証実験の実施に併せて、来庁者や職員にアンケート調査を実施したところ、アロマの香りによる空間演出に対して、意見が分かれていることが分かりました。今後のディフューザーの使用につきましては、不特定多数が来庁する市役所の公共性を鑑みると、特に、化学物質過敏症を患っている方々を含め香りに敏感な方々への不快感に繋がったり、健康被害が起こることないように、香りが外に漏れることがない安心安全な場所での実施方法等が必要となりますので、来庁者の皆様等のアンケート結果を踏まえ、慎重に検討したいと考えております。

質問5 噴霧される香料の種類と、それぞれの成分は何ですか？全て詳しく教えてください。

回答5 今回噴霧したものは、香水や合成の芳香剤ではなく、植物の花、葉、果皮、樹脂などから抽出された100%天然由来のエッセンシャルオイル（精油）で、使用した精油の主な成分は次のとおりです。

グレープフルーツ、レモン、ライム、タンジェリン、ローズマリー、ユーカリ、ラベンダー、ロサリナ、ユーカリグロブルス、パイン、ヒノキ

質問6 ディフューザー（芳香拡散器）使用（噴霧する香料を含む）にかかる経費とその使用期間は、どのくらいですか？全て詳しく教えてください。

回答6 今回は実証実験として、企業様の無償提供により実施したため、ディフューザー及び精油の使用料は発生しておりません。使用期間は、休日及び祝日を除く、平成28年8月1日（月）から31日（水）までの間で、実証実験の時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

質問7 他自治体のように貴市でも、香料自粛ポスターを作成・掲示して頂けませんか？

回答7 現在、独立行政法人国民生活センター等からの情報提供を通じて、「周りの人の迷惑になるにおい」については、市ホームページで配慮をお願いしているところです。引き続き、市ホームページで掲示してまいりますので、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

【参考：厚木市HP】

<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/environment/kankyou/ko-ugai/oshirase/d032586.html>

今回はお忙しい中、大変貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

担当 厚木市総務部職員課給与厚生係
電話 (046) 225-2073